

**江戸川区新庁舎建設基本構想
(素案)**

令和2年3月

江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会

もくじ

| | |
|---|-----------|
| はじめに | 1 |
| 1. 新庁舎建設に向けた背景 | |
| (1) これまでの経緯 | 2 |
| (2) 基本構想・基本計画の目的と位置づけ | 4 |
| 2. 新庁舎整備に際し配慮・検討すべき事項 | |
| (1) 現庁舎の概要 | 5 |
| (2) 現庁舎の課題 | 6 |
| (3) 新庁舎の建設用地 | 14 |
| 3. 新庁舎整備の基本的な考え方 | |
| (1) 基本理念 | 15 |
| (2) 基本理念を踏まえた基本方針及び機能の考え方 | 16 |
| 4. 策定委員会における今後の検討項目とスケジュール | 26 |
| 5. 国や東京都などの機関との一体整備の検討 | 27 |
| 6. 新庁舎整備に関する区民との検討 | |
| (1) 子ども未来館「政治ゼミ～新しい区役所を考える～」 | 28 |
| (2) 江戸川総合人生大学「江戸川区新庁舎建設に向けての提案」 | 29 |
| 7. 資料編 | |
| (1) 人口推計 | 32 |
| (2) 上位計画などにおける庁舎整備の方針 | 33 |
| (3) 庁内調査①「執務環境等に係る調査（令和元年5～6月）」 | 36 |
| (4) 庁内調査②「来庁者数調査（令和元年7～8月）」 | 39 |
| (5) 区民の皆さんから寄せられた「新庁舎建設」に対する意見 | 40 |
| (6) 江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会 | 42 |

はじめに

区役所の本庁舎は、福祉や健康、子育て、教育、各種保険・年金、まちづくりなど、生活に関わる施策を展開する拠点であり、区民へ行政サービスを提供するとともに、災害時には復旧・復興の拠点となって、区民の安全・安心を守ることも求められる施設です。

しかしながら、現在の区役所本庁舎は老朽化が進み、安全性の確保が困難になっています。また、バリアフリー機能が十分に備わっていないほか、庁舎機能の分散や駅からのアクセス面でも課題が多く、区民・職員の利便性は決して高いものとは言えません。

さらには、近年多発し大規模化する傾向にある自然災害への備えも十分ではないため、いざという時の災害対応が困難になる可能性も高い状況にあります。

そこで、現在抱える様々な課題を解消すべく、新たな場所への新庁舎建設という、抜本的な対策を施していくことが求められています。

この「江戸川区新庁舎建設基本構想（素案）」は、これから長きにわたって利用される庁舎について、庁舎整備の検討から建設に至るまでの、考え方の拠り所となる「基本理念・基本方針」を中心にまとめたものとなります。

これらは、「江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会」が1年かけて議論・検討した内容であり、令和2年度には、規模や施設計画などについてより詳細な検討を重ねて、江戸川区長に提言します。その後、区はパブリックコメントを行い、最終的に『江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画』としてまとめられます。

引き続き、区民の皆さんから愛され、生活基盤を支えながら安全・安心を守る庁舎として、その機能が十分発揮されるよう、また、将来の社会及び人口構造を踏まえた行政のあり方も視野に入れながら、議論・検討を進めていきます。

1. 新庁舎建設に向けた背景

(1) これまでの経緯

現在の区役所本庁舎（以下、現庁舎という。）は、昭和 37 年に南棟建設以降、行政ニーズの多様化と職員の増加に伴い増築を重ね、現在の形となっています。最も古い南棟においては、建築から約 60 年が経過するなど老朽化が著しい状況で、平成 23 年の東日本大震災では、ひび割れの発生や、躯体の一部損傷などの被害を受けました。現状のままでは、懸念される首都直下地震や頻発する水害に対し、防災機能が弱く、区民の生命・財産を守る区として心許ない状況にあります。

そうした課題が明らかになる中、都営新宿線船堀駅至近の船堀四丁目では、東京都が行う都営住宅の建替事業が進み、居住者移転・建物解体後の再建築は行われないことから、将来的に 11,000 ㎡のまとまった規模の敷地が創出される見込みとなりました。

このことから、区では平成 24 年度に「公共施設のあり方懇話会」を開催し、老朽化が進んだ現庁舎をはじめとする大型公共施設のあり方などについて広く意見を伺いました。

1) 「公共施設のあり方懇話会」の開催

本懇話会は、学識経験者や区議会議員、町会・自治会、環境・産業・スポーツ・文化などの団体代表者などにより組織したものです。新庁舎整備に関しては、都営住宅の建替事業により創出見込みとなった「船堀四丁目都有地」について意見交換をし、老朽化や狭隘化、交通利便性などの課題解決においては、現地建替えではなく、“船堀四丁目の都有地へ移転する方向性での検討”が提案されました。

2) 江戸川区議会で「庁舎移転問題検討特別委員会」の開催

平成 26 年度には、江戸川区議会で「庁舎移転問題検討特別委員会」が設置されました。そこでは、現庁舎の現状調査により、安全性や老朽化、維持管理及び補修による財政負担、庁舎の狭隘化や利便性などの課題を整理し、複数の候補地を対象に検討を行った結果、「船堀四丁目都有地」を庁舎の移転候補地として選定し、議決されました。

3) 「江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会」の開催

これまでの経過を踏まえ、新庁舎整備を推進していく上での基本的な方向性や考え方を示す、「新庁舎建設基本構想・基本計画」の策定に向けて検討を進めています。検討に際しては、学識経験者、区議会議員、町会・自治会、産業界、公募区民、区職員からなる「江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会（以下、策定委員会という。）」が設置されました。

併せて、区議会では新庁舎整備に関し、「新庁舎建設等検討特別委員会」が設置されるとともに、船堀駅周辺地区でも、町会長や自治会長、権利者などが参加する協議会や勉強会を開催し、庁舎移転に伴う当該地区の将来のまちづくりについて検討を始めています。

図表 1 庁舎整備に関するこれまでの検討経緯

| 開催時期 | 内容 |
|----------------------|--|
| 平成 24 年 7 月 | 第 1 回 公共施設のあり方懇話会 開催 老朽化が進む区役所本庁舎・グリーンパレス・総合体育館などを対象とした議論を開始 |
| 平成 24 年 11 月 | 第 2 回 公共施設のあり方懇話会 開催 委員が公共施設への思いや意見を発表 |
| 平成 25 年 3 月 | 第 3 回 公共施設のあり方懇話会 開催 “庁舎跡地の賑わいに配慮しつつ、将来的に庁舎を船堀四丁目都有地へ移転する方向で検討を”という結論を得る |
| 平成 26 年 9 月 | 「今後の区政における主要課題」(平成 27 年 1 月公表) 現庁舎の課題を分析し、建替え及び船堀四丁目都有地への移転を検討 |
| 平成 26 年 10 月 | 江戸川区議会で「庁舎移転問題検討特別委員会」を設置 庁舎の移転候補地として「船堀四丁目都有地」を選定 (平成 27 年 3 月議決) |
| 平成 28 年 12 月 | 船堀四丁目アパート、船堀四丁目第 2 アパートの居住者が移転 |
| 平成 29 年 10 月～12 月 | 船堀四丁目都有地に隣接する民有地の権利者に経過説明を実施 |
| 平成 30 年 5 月 | 江戸川区議会で「新庁舎建設検討特別委員会」を設置 |
| 平成 30 年 11 月 | 江戸川区長が東京都知事と面会 都有地の取得について、区的意思を伝える |
| 平成 31 年 2 月 | 第 4 回 公共施設のあり方懇話会 開催 新庁舎建設に向けた検討着手を報告 |
| 平成 31 年 3 月 | 第 1 回 江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会を開催 |
| 令和元年 | 江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会 江戸川区議会新庁舎建設等検討特別委員会 船堀四丁目まちづくり勉強会 船堀駅周辺地区計画協議会 それぞれの会議体で、新庁舎整備や都有地を含む街区・船堀駅周辺のまちづくりについて、検討を進める |

(2) 基本構想・基本計画の目的と位置づけ

策定委員会では、新庁舎整備を推進していく上での基本的な方向性や考え方について議論・検討をしています。基本構想・基本計画は、今後の基本設計・実施設計において、より詳細な検討を行う上での指針となり、必要な条件を示すものとなります。

基本構想

現庁舎の状況や課題を明らかにした上で、新庁舎の検討における、考え方の拠り所となる「基本理念・基本方針」などをまとめたものです。

基本計画

基本構想で示す方針を実現するために、具体的な「施設計画」や「事業手法」などを明らかにしたものです。

基本設計

基本構想・基本計画の内容を踏まえた上で、建物の配置や空間構成、備えるべき機能、性能、内外のデザインをまとめたものです。

実施設計

基本設計に基づいて、デザイン・技術の両面で詳細な設計を進め、工事契約の締結や工事の実施に必要な実施設計図書を作成します。

建設工事

実施設計図書に基づき、新庁舎を建設します。

2. 新庁舎整備に際し配慮・検討すべき事項

(1) 現庁舎の概要

現庁舎は、江戸川区中央一丁目に位置します。昭和37年に本庁舎南棟を建設して以来、行政事務の拡大に伴って増築を重ね、さらには周辺の民間建物を賃借するなどして対応しています。

図表2 現庁舎位置図



本庁舎
鉄筋コンクリート造 5階建
延床面積 17,429㎡
南棟：S 37年建設 築58年
東棟：S 45年建設 築50年
北棟：S 55年建設 築40年
西棟：S 59年建設 築36年



| | | |
|------|---|--|
| 施設概要 | 本庁舎 | 昭和37年建設 築58年 延床面積：17,429㎡ |
| | 第二庁舎 | 平成4年建設 築28年 延床面積：1,711㎡ |
| | 第三庁舎 | 平成15年から民間建物1階を賃借（築50年）借用部分：584㎡ |
| | 分庁舎 | 昭和62年建設 築33年 庁舎部分：721㎡ |
| | その他 | 学校施設担当課、学校建設技術課、水とみどりの課、オリンピック・パラリンピック推進担当課は周辺の民間建物を賃借 |
| アクセス | J R総武線 新小岩駅よりバス約10分、徒歩約20分 都営新宿線 船堀駅よりバス約15分 | |
| 職員数 | 約2,150人（非常勤・臨時職員を含む） ※本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、分庁舎、江戸川保健所の合計 | |
| 来庁者数 | 一日平均：約3,000人 年間推定：約73万人 ※本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、分庁舎、江戸川保健所の合計 | |

(2) 現庁舎の課題

現庁舎は、建物の老朽化に加え、窓口の狭隘化や分散、バリアフリー対応の不足など、区民サービスに直結する問題を抱えるとともに、事務効率の面でも支障が出ています。主な課題は、以下のとおりです。

1) 耐震性能と建物寿命

現庁舎で最も古い南棟は、平成 18 年度に耐震補強工事を行い、耐震性能を示す Is 値が 0.66 となっています。これは震度 6～7 の地震でも倒壊・崩壊の危険性が低いとされています。

しかし、庁舎は区民の安全を確保することや、災害時には復旧・復興の拠点となるため、国土交通省の基準では、通常の 1.5 倍となる Is 値 0.9 以上の耐震性能が求められています。また、鉄筋コンクリートの耐用年数は 50～65 年と推定されており、南棟及び東棟は建物寿命を迎えつつあります。このように耐震性能と建物寿命の観点から、現庁舎を使い続けることには、安全上の課題があります。

図表 3 区役所本庁舎の耐震性能

| 棟名称 | 築年度 | Is 値 (官庁施設は 0.9 以上が求められる) | | | | | |
|-----|--------------|------------------------------|------|------|------|------|------|
| | | B1F | 1F | 2F | 3F | 4F | 5F |
| 南棟 | S37 (築 58 年) | — | 0.68 | 0.70 | 0.66 | 0.71 | 0.66 |
| 東棟 | S45 (築 50 年) | 0.84 | 0.69 | 0.88 | 0.88 | 1.06 | 0.73 |
| 西棟 | S59 (築 36 年) | 新耐震設計基準による建築物のため対象外 | | | | | |

※北棟は H8 耐震補強済み

出所:「今後の区政における主要課題(平成 27 年 1 月公表)」

東日本大震災による被害 (煙突の損傷)



※現在、損傷した煙突は撤去済み

耐震補強の状況



課題 1

耐震性能・建物寿命を踏まえた安全上の不安

2) 設備の老朽化と維持管理

現庁舎は、昭和 59 年～平成 25 年の 30 年間で、維持管理及び補修工事に要した費用は約 43 億円にのぼります。今後も、建物や設備の更なる老朽化が進んでいくことから、現庁舎を維持していくためには、30 年間（平成 26 年～令和 25 年）で約 81 億円の費用が必要と試算されています。

老朽化した設備に補修工事や維持管理を施していくことには、多額の経費を要し、現状のままでは抜本的な解決ができない状況にあります。

図表 4 これまでに実施した本庁舎の工事内容（昭和 59 年～平成 25 年の 30 年間分）

| 工事種別 | 契約金額 |
|----------------------------|---------|
| 建築工事（内装、外構、外壁、防水、塗装） | 約 15 億円 |
| 電気工事（電気設備、受変電設備、発電設備、通信設備） | 約 5 億円 |
| 空調工事（空調改修、空調整備、空調計装、換気設備） | 約 7 億円 |
| 給排水衛生工事 | 約 2 億円 |
| 耐震工事 | 約 5 億円 |
| その他（ガス工事、消火設備、エレベーター など） | 約 9 億円 |
| 合 計 | 約 43 億円 |

出所:「今後の区政における主要課題(平成 27 年1月公表)」

エレベーター改修工事



漏水による天井のシミ



課題 2

老朽化による維持管理及び補修工事費の増加

3) 狭隘化・分散した庁舎

現庁舎は、職員 1 人あたりの面積が他区に比べて狭く（図表 5 他区平均 21.5 m²のところ、本区は 10.2 m²）、待合スペースや執務・会議スペースが十分に確保できていません。

特に、本庁舎で不足している執務スペースについては、近隣の民間施設の賃借により補っており、その賃借料が財政負担になるとともに、庁舎機能の分散につながっています。庁舎機能の分散は、来庁者に目的の窓口を分かりにくくし、手続き内容によっては効率的な動線でないため、改善の必要があります。

図表 5 本庁舎における職員 1 人あたりの面積比較（東京 23 区における最近の事例）

| | 供用開始年 (予定を含む) | 人口規模 (万人) (平成 31 年 4 月時点) | 職員数 (人) | 庁舎規模 (延床面積 m ²) | 職員 1 人あたりの 面積 (m ² /人) |
|------|------------------|------------------------------|------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 豊島区 | 平成 27 年 | 29.0 | 1,315 | 25,573 | 19.4 |
| 板橋区 | 平成 27 年 | 56.9 | 1,659 | 40,500 | 24.4 |
| 渋谷区 | 平成 31 年 | 22.8 | 1,315 | 31,400 | 23.9 |
| 北区 | 令和 7 年以降 | 35.2 | 1,320 | 33,000 | 25.0 |
| 世田谷区 | 令和 8 年 | 91.2 | 3,100 | 54,900 | 17.7 |
| 葛飾区 | 令和 8 年 | 46.3 | 1,500 | 28,000 | 18.7 |
| 江戸川区 | 昭和 37 年 | 69.8 | 2,153 | 22,024 | 10.2 |

※ 職員数や庁舎規模は各自自治体の「基本構想」または「基本計画」などを参考に掲載
 ※ 江戸川区の職員数及び庁舎規模は、本庁舎、第二舎、第三舎、分庁舎、江戸川保健所の合計

狭い執務スペース



階数が分かれた子育て関連窓口



↓ 3階 子育て支援課

↑ 2階 保育課・
児童女性課



課題 3

庁舎が狭く分散していて利便性を欠く

4) 防災機能

災害発生時は本庁舎に災害対策本部が設置され、復旧・復興の拠点となります。現庁舎は老朽化が進んでいることに加え、災害対策本部のスペースや機能面で課題があり、災害時の確実な業務の運営に不安があります。また、関係機関の詰所や備蓄倉庫、休憩室など、機能的かつ効率的な本部運営に必要な関連諸室についても、十分に整備されていません。

災害時でも区民の安全・安心を確保するため、防災拠点としての庁舎機能を充実させる必要があります。

図表 6 防災面における現庁舎の機能と新庁舎に確保したい機能

| 施設 | 現在の状況 | 確保したい規模・機能 |
|--------------|----------------------|--|
| 本部会議室 | 147.2 m ² | 180 m ² 程度 (足立区役所 面積参考) |
| 情報管理室 (情報収集) | 73.6 m ² | 180 m ² 程度 (本部会議室と同規模) |
| 防災無線室 | 44.4 m ² | 左記に加え、災害時用臨時放送スタジオ (ラジオ放送) |
| 防災機関打合せ室兼詰所 | 無し(会議室転用) | 90 m ² 程度 (警察、消防、自衛隊など) |
| 本部情報の庁内共有化 | 無し | 新規システムの導入 |
| 記者会見室 | 無し(会議室転用) | 本部室と別フロア |
| その他の設備 | 食堂などを使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応職員用の生活基盤 (休憩室、仮眠室、備蓄倉庫、トイレなど) ・帰宅困難者等の一時収容スペース及び配布用物資の備蓄倉庫 ・り災証明書発行等区民受付スペース、設備 |

災害対策本部の様子



災害対策本部を支える事務スペースの狭隘化



5) 省エネルギー設備及び環境対応

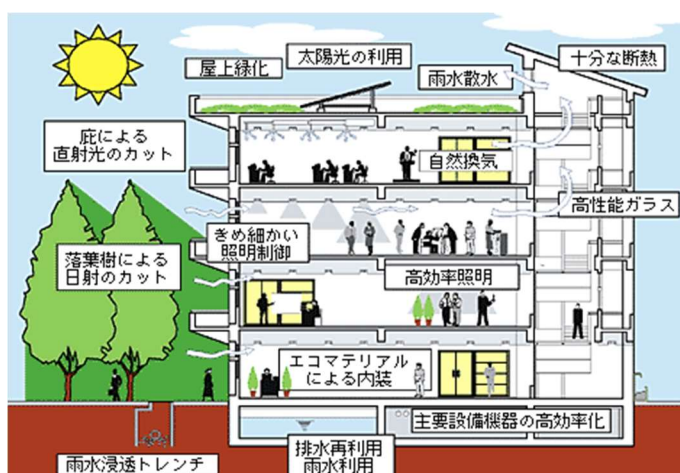
庁舎規模の建物はエネルギー消費が多く、環境に大きな影響を与える施設ですが、現庁舎では省エネルギー設備の導入が遅れています。新たな設備を導入しようとしても、一定規模以上のスペースや大規模改修が必要になるなど課題が多く、新庁舎整備にあたっては、建物の計画段階から、省エネルギー設備の導入や、環境性能に配慮した対応をする必要があります。

図表7 現庁舎での設備の導入状況

| 省エネ項目 | 導入状況 |
|----------|------|
| 節水器具 | 導入済 |
| 個別空調システム | 一部 |
| 高効率照明器具 | 一部 |
| 屋上緑化 | 一部 |
| 日射遮蔽フィルム | 一部 |
| 高性能ガラス | × |
| 太陽光発電 | × |
| 雨水利用 | × |
| 排水再利用 | × |

※太枠は導入が不十分な項目

図表8 グリーン庁舎イメージ



出所:国土交通省公表資料

LED化されていない照明



環境効率の悪いサッシ・ガラス



課題5

省エネルギー設備の導入や環境への配慮が不足

6) バリアフリー設備・案内サイン

自治体の庁舎は、多くの方が相談や手続きに訪れる施設であり、十分なバリアフリー機能が求められます。しかし、現庁舎の北棟には、エレベーターが設置されておらず、車いす利用者の移動を困難にしています。

同様に、区議会傍聴席への移動手段も階段に限定され、多目的トイレは3～5階に設置されていないなど、バリアフリーへの対応が十分に図られていない状況にあります。

北棟の階段（エレベーター未設置）



また、庁舎機能や窓口が分散しているため、初めて来庁された方や、外国人の来庁者には目的の場所が分かりにくい状況となっています。そのため、様々な来庁者を想定し、視認性が高いサインの設置が求められます。また、2階に設けられている授乳室は、子育て・保育関連の窓口から離れた配置であることが課題となっています。このような課題を解決し、誰もが利用しやすい庁舎を目指す必要があります。

外国語表記が無い一部の案内サイン



子育て・保育関連の窓口から離れた授乳室



課題6

バリアフリー設備や分かりやすいサインが不足

7) 交通の利便性

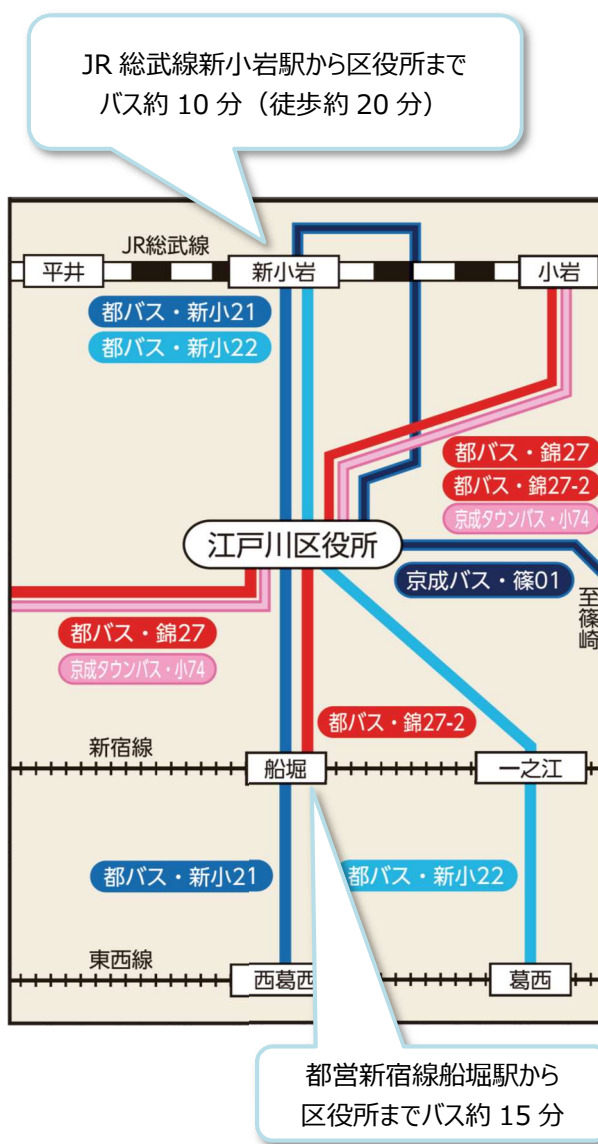
東京 23 区の区役所は、江戸川区を除き、最寄りの鉄道駅からの徒歩によるアクセスであり、その多くは徒歩 5 分以内となっています。一方、江戸川区は最寄りの鉄道駅（JR 総武線新小岩駅）からバスで 10 分を要し、交通の利便性が高いとはいえない状況にあります。新庁舎の整備にあたっては、鉄道駅からアクセスしやすく、より利便性の高い環境が求められます。

図表 9 東京 23 区の本庁舎へのアクセス
(最も近い鉄道駅からの所要時間を記載)

| | |
|------|---------------------|
| 板橋区 | 板橋区役所前駅 から 徒歩 1分 |
| 文京区 | 後樂園駅・春日駅 から 徒歩 1分 |
| 大田区 | 蒲田駅 から 徒歩 1分 |
| 杉並区 | 南阿佐ヶ谷駅 から 徒歩 1分 |
| 豊島区 | 東池袋駅 から 徒歩 1分 |
| 中央区 | 新富町駅 から 徒歩 2分 |
| 中野区 | 中野駅 から 徒歩 3分 |
| 荒川区 | 荒川区役所前駅 から 徒歩 4分 |
| 千代田区 | 九段下駅 から 徒歩 5分 |
| 港区 | 大門駅・御成門駅 から 徒歩 5分 |
| 新宿区 | 新宿駅 から 徒歩 5分 |
| 台東区 | 上野駅・稲荷町駅 から 徒歩 5分 |
| 品川区 | 下神明駅 から 徒歩 5分 |
| 練馬区 | 練馬駅 から 徒歩 5分 |
| 北区 | 王子駅 から 徒歩 5分 |
| 目黒区 | 中目黒駅 から 徒歩 5分 |
| 江東区 | 東陽町駅 から 徒歩 5分 |
| 世田谷区 | 世田谷駅 から 徒歩 5分 |
| 墨田区 | 浅草駅・本所吾妻橋駅 から 徒歩 5分 |
| 葛飾区 | 立石駅 から 徒歩 8分 |
| 渋谷区 | 渋谷駅 から 徒歩 11分 |
| 足立区 | 梅島駅 から 徒歩 12分 |
| 江戸川区 | 新小岩駅 から バス 10分 |

※駅から近い順に掲載

図表 10 現庁舎へのアクセス図



課題 7

最寄りの鉄道駅から遠く不便

現庁舎は様々な課題を抱えており、応急的な対応では解決が困難な状況になっています。また、現在地での建替えでは、現状以下の延床面積しか確保できなくなってしまいます。そこで、課題の根本的な解決を図るため、移転を伴う新庁舎建設を計画していく必要があります。

現庁舎における7つの課題（再掲）



7つの課題を解決するため、新庁舎の建設が必要

(3) 新庁舎の建設用地

新庁舎の建設用地は、都営新宿線船堀駅から、徒歩3分に位置する11,000㎡の広大な敷地です。

かつて、都営住宅などが存在していた当該敷地は、現時点で東京都所有の土地ですが、区ではこれを購入できるよう、東京都と協議を行っているところです。(図表1-1)

また、現在の敷地形状は不整形で、民有地にも挟まれていることから、新庁舎の規模や利便性の確保の観点から課題が多い状況です。そこで区は、所有地と民有地を含む船堀四丁目地区について、該当エリアの権利者との「まちづくり勉強会」を開催し、周辺と一体になったまちづくりを検討しています。

なお、検討を進める中で“将来の配置”について、以下の①～④を踏まえ、区は新庁舎を北側に配置し、権利者による民間施設を南側に配置する計画(「図表1-2」の右側)が望ましいと考えています。このことを受けて、今後の基本計画における検討をより一層深めていきます。

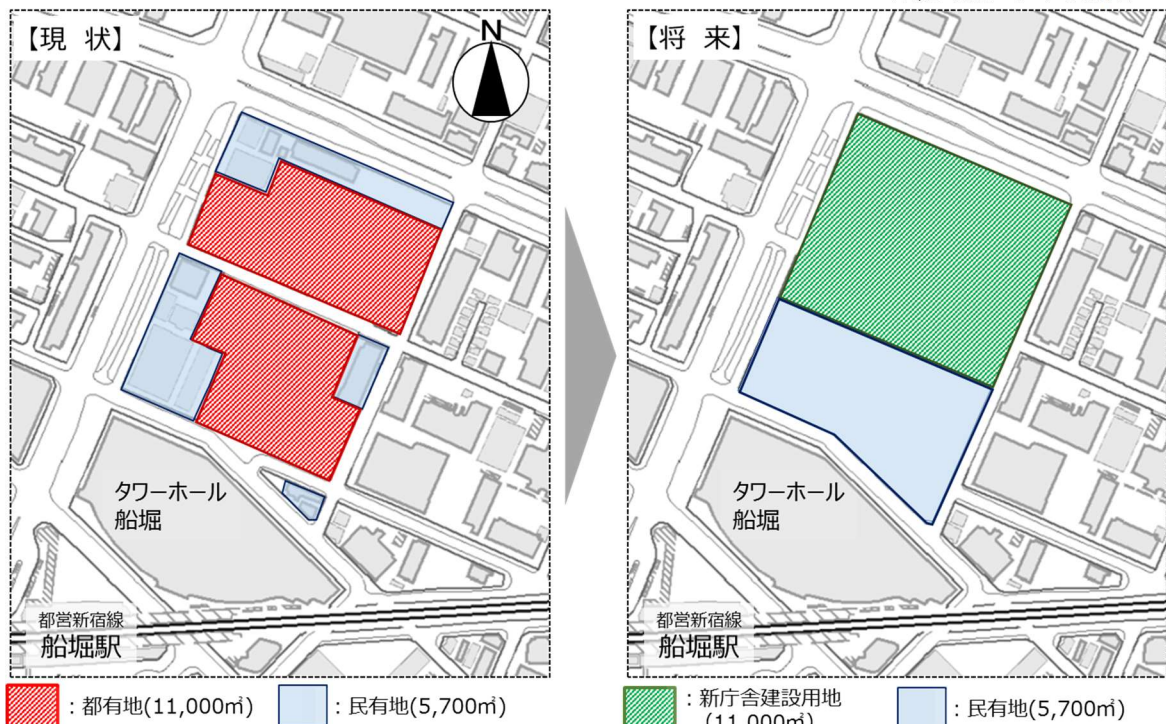
図表1-1 現庁舎と新庁舎建設用地



[新庁舎を北側に配置する利点]

- ① 緊急輸送道路2面に接するため、災害時の活動を円滑に行うことができる。
- ② 幹線道路が交差する視認性の良い場所であるため、シンボル性が高まる。
- ③ 幹線道路2面と東側区道に面するため、自動車交通計画を立てやすくなる。
- ④ 駅から新庁舎までの人の流れの創出により、民間施設の賑わいづくりにも効果が期待できる。

図表1-2 新庁舎建設用地

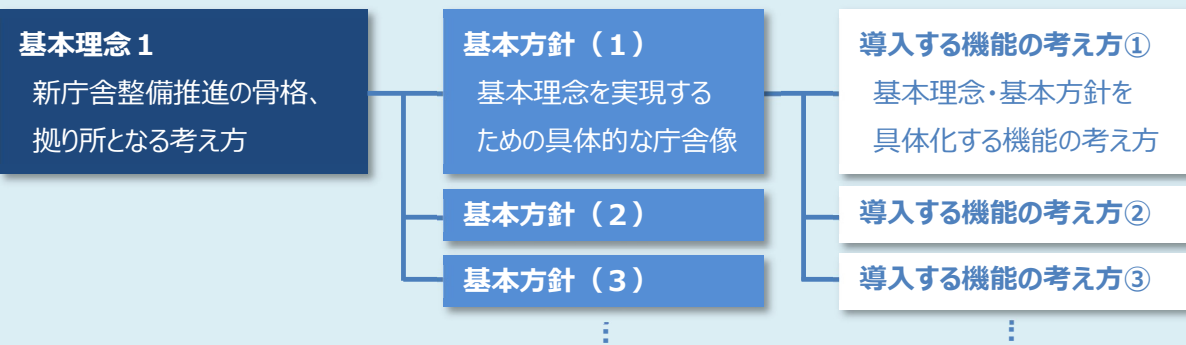


3. 新庁舎整備の基本的な考え方

新庁舎の検討・整備を進めるための基本的な考え方として、基本理念及び基本方針をまとめました。基本理念とは、新庁舎整備推進の“骨格”“拠り所”となる基本的な考え方です。基本理念に基づき、具体的な庁舎像を示したものが基本方針です。

また、基本理念・基本方針を実現するために必要となる、新庁舎に導入することが望ましい機能の考え方についても整理しました。

〈イメージ図〉新庁舎建設に向けた考え方



(1) 基本理念

策定委員会における議論・検討の中で、区の特長や現庁舎の現状などを踏まえ、下記のとおり、5つの基本理念を設定しました。

その中で、区役所の本庁舎は行政サービスの拠点であるとともに、本区は様々な災害リスクを抱えることから、いざという時に復旧・復興の拠点としての機能が十分に備わっていることが求められます。そこで、「災害対応の拠点」を一つ目の基本理念としています。

続いて、これまで本区が進めてきた「区民との協働・交流」を維持・促進する庁舎となること、利用者や環境に配慮するとともに、経済的な負担が軽減される庁舎となることを目指しています。

新庁舎建設の基本理念

基本理念 1 “災害対応の拠点”として 70 万区民を守る、たくましい庁舎

基本理念 2 “協働・交流の拠点”として開かれ、シビックプライドを高めていくような庁舎

基本理念 3 “区民サービスの拠点”として、誰にでも優しい庁舎

基本理念 4 “日本一のエコタウン”実現に向け、環境の最先端を歩む庁舎

基本理念 5 “健全財政”を貫きつつ、将来変化にも柔軟に対応できる庁舎

(2) 基本理念を踏まえた基本方針及び機能の考え方

次に、5つの基本理念を実現するため、基本方針を設定しました。さらに、それぞれの基本方針を踏まえ、あるべき庁舎像を実現するために、機能を検討する上での考え方を整理しました。

基本理念1 “災害対応の拠点”として70万区民を守る、たくましい庁舎

1) 基本方針

現庁舎は、老朽化や狭隘化が進み、災害時に十分な機能を確保できない可能性のあることが課題となっています。首都直下地震や大規模水害のリスクも顕在化する中、新庁舎整備においては、“災害対応の拠点”として十分な機能を備えた災害対策本部が設置できるようにするなどして、課題に対応する必要があります。

「“災害対応の拠点”として70万区民を守る、たくましい庁舎」を実現するための具体的な庁舎像として、以下の4つの基本方針に基づき、復旧・復興も含めた長期的な視野を持ち、いざという時に信頼できる高い安全性を確保し、区民の安心の拠り所となる庁舎を目指します。

基本方針

- 水害から区民を守り、確実な情報を発信できる庁舎
- 大地震後も行政機能を維持できる、十分な耐震性を有する庁舎
- どんな災害時にも機能し得る庁舎
- 復旧・復興の司令塔となる庁舎

策定委員会の検討では、新庁舎整備においては、区民の安全を確保することが最重要事項であり、“災害対応の拠点”として、情報収集・発信などの機能強化や、災害時に耐えうる構造・設備の強化など、必要となる役割を果たせる庁舎とは何かについて、多くの意見が寄せられました。

策定委員会での主な意見

- ・ 庁舎は防災の最大の拠点であるべき
- ・ 防災や安全の仕組みが、世間の模範となるような庁舎がよい
- ・ 十分な耐震性を有することに加え、復旧・復興の司令塔となることを望む
- ・ 災害時に陣頭指揮をとる災害対策本部は、十分なスペースを確保する必要がある
- ・ 災害時に情報を確実に伝えられるように考える必要がある
- ・ 災害に対応できるよう、自家発電設備やサーバーの管理、物資などの十分な備えが必要
- ・ 大規模水害に対し、浸水しても被害が少なく、かつ、機能するものであるべき

2) 機能の考え方

基本方針で示した庁舎を実現するため、以下の4つの視点を踏まえ、“災害対応の拠点”として求められる機能の考え方について検討しました。

- 新庁舎には、災害時において被害状況などの情報収集や関係機関との連携、救援活動の実施など、多様な取り組みを迅速に行うことが求められます。
- 災害対策本部は、情報収集から指示・決定機関として十分な役割が果たせるよう機能を配備します。また、区民を守るための災害対応スペースや備蓄倉庫も整備します。
- 災害時においては、災害対応の拠点としての役割だけでなく、行政サービスの中核機関として、早期に復旧し、日常業務を継続することが求められます。
- 行政サービス機関としては、災害時も通常の役割を継続して提供できることを重視し、浸水対策や免震構造などを取り入れるとともに、バックアップ機能を確保します。

“災害対応の拠点”としての機能

機能の考え方

- 大規模な災害が発生した場合でも機能し得る設備・構造を備える
- 復旧・復興の拠点となるよう、情報発信機能や設備、物品面などを充実させていく

機能の例

- 災害対策本部、災害対応スペース、備蓄倉庫の整備
- バックアップ機能、浸水対策、免震構造の採用 など

様々な情報を集約可能な防災システム



出所: 渋谷区公表資料

災害時は避難所にもなるスペース



出所: 豊島区公表資料

災害時に備えた防災情報コーナー



出所: 甲府市公表資料

防災拠点としての免震構造



区撮影: 浦安市(左)、習志野市(右)

1) 基本方針

区では町会・自治会による地域活動や、ボランティア・生涯学習分野における活動、さらには区民と行政による協働の取り組みが活発に行われています。これらの活動は、地域コミュニティ醸成の場となっており、区が誇る特長の一つです。

「“協働・交流の拠点”として開かれ、シビックプライドを高めていくような庁舎」を実現するための具体的な庁舎像として、以下の5つの基本方針に基づき、引き続き、地域の自主的な活動や交流を大切に、区民に親しまれ、区民が誇れる庁舎を目指します。

基本方針

- 区民の誇りとなり、集う庁舎
- 協働の拠点として開かれ、幅広い世代が交流するなど、賑わいを生む庁舎
- 親しみやすい緑の空間が存在し、居心地の良い庁舎
- 区の歴史・文化を継承し、時代とともに発展していく庁舎
- 周辺のまちづくりと連動し、まちのグレードを高める庁舎^{※2}

策定委員会の検討では、区民が愛着を感じ、区のシンボルとして存在する庁舎となるよう、周辺環境に配慮しながら、区の特徴である水と緑を生かすこと、また、子どもから熟年者まで幅広い世代間交流の場として、庁舎が開かれた空間であることを求める意見が寄せられました。

策定委員会での主な意見

- ・ 区民が親しみやすく、集える庁舎にすることが大事である
- ・ 区民が誇りを持って、区のシンボルとなる施設であるべき
- ・ 新庁舎は区のシンボリックなデザインで、それが防災面や環境面で意味のあるものだと良い
- ・ 緑のある空間を設けるなど、用事が無くても、行きたくなる庁舎が望ましい
- ・ 敷居が低く、開かれた庁舎であることを望む
- ・ 区民、企業、団体による協働の場、コミュニティ空間を備えた施設であるべき
- ・ 開放された水と緑のスペースがあると、区民も集まりやすい
- ・ 公園に行く感覚で、子どもと一緒にいながら、手続きや相談ができると良い
- ・ 区民の愛着や誇りを育み、次なる世代の学びの場ともなるよう、区のまちづくりの歴史が見える空間を設けてはどうか
- ・ 建物外観の色合いや素材は、周辺環境とも調和し、明るく親しみやすいものが良い
- ・ 新庁舎を計画する上で、船堀駅やタワーホール船堀との動線に配慮することが必要

2) 機能の考え方

基本方針で示した庁舎を実現するため、以下の2つの視点を踏まえ、“協働・交流の拠点”として求められるコミュニティ機能、滞在機能、付帯機能などの考え方について検討しました。

- 新庁舎には、区のシンボルとして、区の文化や歴史、区民の思いが感じられる開かれた場所であることが求められます。
- 庁舎とまちが調和し、一体的に感じられるよう整備するとともに、来庁者が憩える空間や区民活動の拠点など、協働・交流を支える機能の強化を行います。

“協働・交流の拠点”としての機能

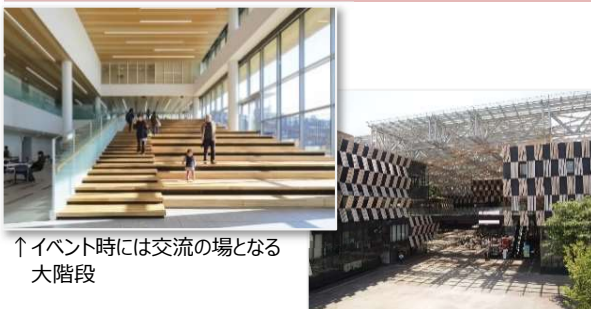
機能の考え方

- 来庁者が憩える空間や、まちの広場として活用できる空間の整備を検討し、周辺地域と庁舎の結びつきに配慮する
- 団体や区民と行政とを繋ぐ、協働拠点を整備するとともに、周辺施設との連携に配慮する
- 区政情報や区の魅力を発信できるスペースを検討していく

機能の例

- 外観デザイン、広場空間、区民協働スペース、情報発信スペース、カフェ、コンビニなど

イベントなどに活用できる大空間



↑イベント時には交流の場となる大階段

出所:習志野市(左)・新潟県長岡市(右)公表資料

市民活動のための専用空間や展示スペース



出所:町田市(左)・渋谷区(右)公表資料

区の文化や歴史、自然などを紹介するスペース



建物中央を囲む回廊廊下を「展示スペース」として活用

出所:豊島区公表資料

コンビニやカフェなどの利便施設の導入



区撮影:町田市

※1 「シビックプライド」とは、地域への誇り、愛着を意味します。

※2 まちの魅力や価値を高める地域の「取り組み」として、「エアーマネジメント」が挙げられます。区内でも「民間」が主体となり、公共施設などを活用し、賑わいや活気を生み出す取り組みが行われています。

基本理念3 “区民サービスの拠点”として、誰にでも優しい庁舎

1) 基本方針

現庁舎は老朽化に加え、バリアフリーなどへの配慮が十分でないため、利便性や快適性に欠けています。また、最寄り駅から現庁舎へのアクセスはバスの利用となることから、アクセス面の利便性を確保し、庁舎に来ること自体のハードルを下げることも必要です。

「“区民サービスの拠点”として、誰にでも優しい庁舎」を実現するための具体的な庁舎像として、以下の4つの基本方針に基づき、区民だけでなく、区職員を含めた誰もが安全で快適な庁舎を目指します。

基本方針

- 案内サインやバリアフリーが最大限に充実し、誰もが利用しやすい庁舎
- 行政手続きがスムーズに行える庁舎※
- アクセスしやすく、身近に感じる庁舎
- 職場環境が整い、より良い区民サービスの拠点となる庁舎

策定委員会の検討では、利用者としての区民目線だけでなく、働く場としての区職員への配慮や行政サービスの連携などによる庁舎の多機能化、現庁舎で課題となっている駐輪・駐車場の整備、さらにはバスによる交通アクセスの向上など、庁舎施設内外の利便性及び快適性に関する意見が寄せられました。

策定委員会での主な意見

- ・ 庁舎には様々な人が来るので、バリアフリーには十分配慮が必要
- ・ 案内サインは、組織改正などにも対応でき、長期的に使えるように設けるべき
- ・ 行政手続きがスムーズに行え、区民が来やすい庁舎という点を大事にしなければならない
- ・ 「誰にでも優しい」ということで、新庁舎だけでなく、周辺環境にも配慮すべき
- ・ 庁舎は日々の暮らしや活動を支える中核施設であるため、区民に寄り添うことが大切である
- ・ ゆとりのある駐輪・駐車場を設けるべき
- ・ 1日に3,000人以上の来庁者がいることを想定し、まちづくりを考えてほしい
- ・ 庁舎が船堀に移ることで、小岩からのアクセスに配慮する必要がある
- ・ 職員の働きやすい環境が整っていると、来庁者に対し、良い雰囲気サービスを提供できる
- ・ 働く環境や仕事の効率性について十分検討した上で、庁舎を設計すべき
- ・ 毎日働く職員の意見を反映し、必要な機能を取り入れたほうが良い

※今後、ICT環境がさらに進展し、様々な手続きが区役所へ来庁せずとも完了できるようになることが想定されます。都内自治体では、渋谷区や東京都が電子申請100%を目指しているほか、世界的に見てもエストニアが電子申請100%を達成しています。区でも、利用者の利便性向上に資する行政手続きの電子化に向けて、検討を重ねていきます。

2) 機能の考え方

基本方針で示した庁舎を実現するため、以下の2つの視点を踏まえ、“区民サービスの拠点”として求められる窓口機能、議会機能、執務機能、付帯機能、ユニバーサルデザインなどの考え方について検討しました。

- 新庁舎は、子どもから熟年者、外国人、さらに職員など、様々な利用者が想定される施設であり、全ての人々が快適に過ごせることが求められます。
- 手続きや業務がスムーズに行える区民サービスの拠点としてユニバーサルデザインを徹底し、利便性・快適性を備えるよう機能の強化を行います。

“区民サービスの拠点”としての機能

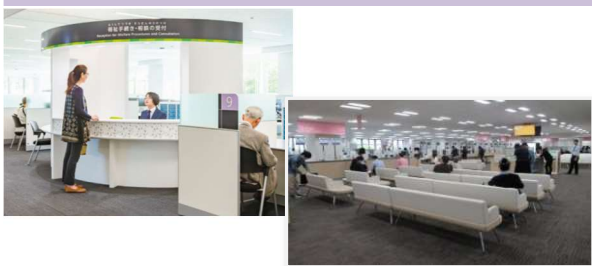
機能の考え方

- 分かりやすく、スムーズに手続きが行え、安心して相談できる空間・設備を導入し、ユニバーサルデザインを徹底していく
- 来庁者の動線に配慮し、適正規模の駐輪・駐車場を設けていく
- 効率的かつ機能的な執務環境を整えていく
- 開かれた議会を目指していく

機能の例

ワンストップ窓口、総合案内、ユニバーサルデザインへの配慮（サイン、バリアフリー、キッズスペースなど）、効率的な執務環境（機能的な執務レイアウト、ペーパーレス化、会議室、ミーティングスペース、バックヤードなど）、議会機能、駐輪・駐車場、行政サービスの連携（国・都）など

来庁者の利便性に配慮した総合案内



出所：渋谷区(左)・豊島区(右)公表資料

親子でも安心して議会の傍聴ができるように 設けられた親子傍聴席



本区撮影：渋谷区

来庁者に分かりやすいデジタル案内板



本区撮影：習志野市

オストメイト対応トイレやベビーチェアなどを 設けた多機能トイレ



出所：豊島区公表資料

基本理念4 “日本一のエコタウン”実現に向け、環境の最先端を歩む庁舎

1) 基本方針

現庁舎は、老朽化により断熱性・気密性に乏しく、エネルギーの効率性が高いとはいえないことから、環境対応が十分でない部分があります。

本区が目指す“日本一のエコタウン”実現に向け、環境対策の最先端を歩む庁舎としていくため、以下の3つの基本方針に基づき、先進的な取り組みを実施します。行政サービスの中核施設として、適切な環境性能が備わる庁舎となることを目指します。

基本方針

- 省エネルギーなどの技術を取り入れ、地球環境に優しい庁舎
- 周辺の環境や景観に調和し、緑を感じられる庁舎
- 環境面に関する取り組みを区内外に発信する庁舎

策定委員会の検討では、省エネルギーや再生可能エネルギーを導入することで、SDGs[※]など国際的な指標に基づく目標達成に貢献するとともに、それらの取り組みについて情報発信し、環境先進都市としてふさわしい庁舎を目指すべきとの意見が寄せられました。

策定委員会での主な意見

- ・ 空調や照明など、エネルギーロスが発生しないよう設計していくべき
- ・ 水と緑の江戸川区を体現する庁舎となってほしい
- ・ 自然環境と調和した緑空間があると望ましい
- ・ 維持管理に経費を要する人工的な緑空間ではなく、誰もが自然に触れ合える緑空間が望ましい
- ・ 船堀というまちの環境や景観と調和した、建物・外構であることが理想
- ・ 周辺環境や景観に配慮された庁舎となることが望ましい
- ・ 環境共生、再生可能エネルギーの活用など、SDGs に貢献する庁舎となってほしい
- ・ 機能面での環境性能の高さに加え、環境面での先進的な取り組みを実践し、他のモデルとなるような庁舎になってほしい

※「SDGs」とは、平成27年（2015年）の国連サミットで掲げられ、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成された令和12年（2030年）までの国際目標です。

2) 機能の考え方

基本方針で示した庁舎を実現するために、以下の2つの視点を踏まえ、“日本一のエコタウン”として求められる緑化、省エネルギー機能などの考え方について検討しました。

○庁舎は大型公共施設の一つであり、環境配慮に関する積極的な取り組みは財政負担の面からも必須事項と考えます。

○環境配慮に関する機能については、維持管理や費用対効果に配慮し、高効率で経済性や継続性に優れた取り組みが可能となるものを導入することとします。

“環境の最先端”を歩む庁舎としての機能

機能の考え方

費用対効果に配慮しながら、省エネルギーや再生可能エネルギーを活用していく

継続的な維持管理に配慮し、自然環境と調和した緑ある空間を検討していく

あらゆるツールを活用し、環境の取り組みを発信していく

機能の例

緑のある空間、発電機能、省エネルギー機器、再生可能エネルギーを活用した発電設備など

周辺環境に配慮した敷地内の緑化空間



本区撮影：習志野市

環境学習プログラムに対応可能な屋上緑化



出所：豊島区公表資料

省エネルギー化に配慮したコジェネレーションシステム



出所：立川市公表資料

再生可能エネルギーを活用した太陽光発電設備



出所：八王子市公表資料

基本理念5 “健全財政”を貫きつつ、将来変化にも柔軟に対応できる庁舎

1) 基本方針

新庁舎整備は大規模な事業であり、施設整備に必要な初期投資に加え、維持管理・運営に要する費用は、将来にわたって継続的に発生することとなります。また、将来的には、人口減少をはじめとして、行政サービスの需要と供給に変化が見込まれることから、住民に最も身近な自治体として様々な変化に対応することも求められます。

「“健全財政”を貫きつつ、将来変化にも柔軟に対応できる庁舎」を実現するための具体的な庁舎像として、以下の3つの基本方針に基づき、長期にわたる財政負担や、今後の行政需要の変化と多様化に対応できる、柔軟性を担保した庁舎を目指します。

基本方針

- 建設から維持管理まで、長期的な財政負担に配慮した庁舎
- ライフサイクルコストの低減を意識した庁舎
- 人口のピークや社会情勢の変化を見据えながら、使い方を工夫できる庁舎

策定委員会の検討では、区役所本庁舎という大型公共施設に要する施設整備費や建物の維持管理費など、長期にわたる財政負担への配慮や、今後の行政サービスの変化にも対応できるよう、将来を見据えた庁舎整備を求める意見が多く寄せられました。

策定委員会での主な意見

- ・ 将来への資産となるような庁舎、みんなで育てていく庁舎となることが理想
- ・ 財政面に配慮された質実剛健な庁舎であるべき
- ・ 機能を盛り込み過ぎて予算に限界が生じ、本来重要な部分について予算を削ることのないようにしてほしい
- ・ 区のシンボルとして存在しつつ、華美でない庁舎が理想
- ・ 人口のピークや行政需要の変化など、社会情勢の移り変わりを意識した庁舎にすることが理想
- ・ 自治体の将来のあり様を見据えた庁舎づくりが必要
- ・ 将来の行政サービスのあり様を見据えながら、庁舎規模を算定し設計していくべき
- ・ 将来変化に柔軟に対応できる空間（オープンスペース）を設けることも必要
- ・ 新たな空間の創造にあたっては、将来の維持管理や可変性までを見通す必要がある

2) 機能の考え方

基本方針で示した庁舎を実現するために、以下の2つの視点を踏まえ、“健全財政”に配慮した長寿命化や柔軟性、可変性などの機能の考え方について検討しました。

○新庁舎は大型公共施設の一つとして、将来にわたる財政負担を考慮しつつ、その時々に必要なとされる行政サービスを提供していくことが求められます。

○ライフサイクルコストや長寿命化などの視点から、設備面や構造面で財政負担に配慮するとともに、行政需要や社会情勢の変化に対応できるよう、柔軟性を確保した空間整備ができるよう留意します。

“健全財政”の堅持と将来変化への対応としての機能

機能の考え方

- 財政負担に配慮しながら、ライフサイクルコスト削減に資する設備を備えていく
- 行政需要や社会情勢の変化に対応した、耐久性・柔軟性・可変性を備える建物としていく
- 保守・点検が容易に行える設備配置にしておく

機能の例

- 長寿命化に資する建築構造、柔軟性のあるスペースなど

将来のレイアウト変更に対応可能なオフィス空間



出所: 豊島区公表資料

可動式の壁によって多目的に利用でき、柔軟性のあるスペース



出所: 浦安市公表資料

保全・更新に配慮したメンテナンスバルコニー



出所: 広島県三原市公表資料

保全・更新に配慮し天井に設置した配線ラック



出所: 広島県三原市公表資料

4. 策定委員会における今後の検討項目とスケジュール

令和元年度に策定委員会において検討した、新庁舎の「基本理念・基本方針」を踏まえ、令和2年度には以下の内容を検討・整理します。

■ 施設計画

施設や機能配置の考え方、区民・事業者の動線に配慮した部署配置の考え方を整理します。基本理念・基本方針を踏まえ、新庁舎に取り入れる機能を整理します。

■ 規模

新庁舎に配置する機能・職員数などに基づき、規模を算出します。総務省の地方債事業費算定基準や、他自治体の新庁舎建設事例における採用面積などを踏まえ算出します。併せて、新庁舎に付加する機能とその規模を整理し、建物全体の延床面積を算出します。

■ 事業手法・事業費・財源

基本構想・基本計画策定後、どのように設計検討を進め、どのように建設していくかについて、新庁舎の早期実現が求められる背景や、各段階において区の意向を反映させる必要性などの観点から事業手法を検討します。検討に際しては、船堀四丁目地区のまちづくりとの一体性に配慮して計画します。

事業費については、施設規模に基づき試算します。新庁舎の建設にあたっては、今後、基本設計・実施設計を行っていく中で、庁舎規模や仕様などを精査し、建設事業費の縮減を図ります。また、当初の建設事業費だけでなく、ライフサイクルコスト全体を縮減するような計画とし、区財政への負担に配慮します。

財源については、新庁舎建設を見据えて積み立てている、「大型区民施設及び庁舎等整備基金」や一般財源及び、様々な補助金の活用を検討します。

■ 想定スケジュール

※現時点における想定

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 基本構想 基本計画 | → | | | | | | | |
| 基本設計 実施設計 | | | → | | | | | |
| 工事 | | | | | → | | | ● 移転・供用開始 |
| 船堀四丁目 まちづくり | → | | | | | | | |

5. 国や東京都などの機関との一体整備の検討

策定委員会による検討を進める中、委員より「現庁舎周辺には国の法務局出張所や東京都の都税事務所、年金事務所が存在する。いずれも、地域住民に密着した行政サービスの窓口であり、区民の利便性の観点から、新庁舎とそれら機関との一体整備を検討してはどうか」との意見がありました。

区ではこのことを受けて、それぞれの窓口を訪れた方の利便性や区職員の事務効率の点から、新庁舎にこれらの機関が存在することが望ましいという判断のもと、国や東京都、日本年金機構と協議を行いました。その結果、国や日本年金機構とは、「現施設の耐用年数が残っているなどの理由で、現時点では一体整備に向けた判断が困難」とのことでしたが、東京都とは幾度となく調整を重ね、現在、江戸川都税事務所の合築の可能性について協議を進めているところです。

基本構想・基本計画をまとめる令和2年度末の段階においては、今後進む区と東京都との調整に基づき、施設整備のあり方や配置、費用負担などの具体的な方向性を明らかにしていきます。

■ 現庁舎周辺図



6. 新庁舎整備に関する区民との検討

新庁舎の整備は、区にとって大事業であり、区民生活にも大きな影響を及ぼすものです。

そこで、策定委員会での検討に加え、子どもたちが「学び活動」や「探究活動」を行う『子ども未来館』と、地域の課題を学び、地域貢献につなげていく『江戸川総合人生大学』において、新庁舎整備を題材に学び、様々なアイデアをいただきました。

(1) 子ども未来館「政治ゼミ～新しい区役所を考える～」

| | |
|-----|--|
| 日時 | 令和元年10月20日(日) |
| 場所 | 子ども未来館 |
| 参加者 | 小学4～6年生13人 講師：一ノ瀬 佳也(立教大学法学部政治学科兼任講師) オブザーバー：上山 肇 (法政大学大学院政策創造研究科教授、策定委員会委員長) |

「区役所はどんな仕事をしているのか?」「なぜ新しい区役所を建てるのか?」などについて学習した上で、「どんな区役所であれば利用しやすいか?」という視点を基に、意見を出し合いました。

その後、策定委員会で検討された「基本理念・基本方針」を素材に議論・検討し、「新しい区役所像」を発表しました。

子どもたちの意見(発表内容)と当日の様子

災害対応 ・強い建物 ・避難場所 ・食料や水の備蓄 ・情報を伝える設備 等

機能 ・自然(水や緑)を取り入れる ・区特産品の販売 ・区の歴史の展示
・図書館 ・駅とのつながり ・レストラン ・木に囲まれたカフェ
・イベントスペース ・屋上芝生広場 ・銀行ATM ・自習スペース
・巡回バス ・キッズスペース ・太陽光パネル ・バリアフリー 等

区民サービス ・一つのフロアで手続きが行える仕組み
・外国人対応(案内表示、翻訳、窓口ガイド)の充実
・対面型でなく、全方向対応可能な円形窓口の設置 等

〈参加者の感想〉

- ・区役所に行ったことはないが、いろいろなことを想像できて勉強になった
- ・区役所には様々な方が訪れ、仕事の内容も幅広いことを実感した
- ・実際に自分が利用することを想定して、いろいろな意見が出せた など



(2) 江戸川総合人生大学「江戸川区新庁舎建設に向けての提案」

| | |
|-----|--|
| 日時 | 令和2年2月7日（金）・2月14日（金） |
| 場所 | タワーホール船堀及び篠崎文化プラザ |
| 参加者 | 地域デザイン学部 江戸川まちづくり学科・15期生25人 講師：佐谷 和江 (江戸川総合人生大学 江戸川まちづくり学科長、策定委員会副委員長) |

2月7日・14日の2日間にわたって、「江戸川区新庁舎建設に向けての提案」をテーマに授業が行われました。授業の冒頭で、新庁舎建設の検討状況についての学習や新庁舎建設用地のフィールドワークを行った後、グループごとに“区民として、2030年の江戸川区役所に望むこと”について意見を出し合い、発表を行いました。

学生の意見と当日の様子

災害対応 ・水害や台風に強い庁舎 ・非常用電源を整備 ・ヘリポートの整備
・避難者への対応 ・災害対策本部の代替施設検討 等

機能 ・集会室 ・飲食店 ・病院 ・劇場 ・バリアフリー整備 ・AIの活用
・人が集まる場所 ・循環バス ・モノレール 等

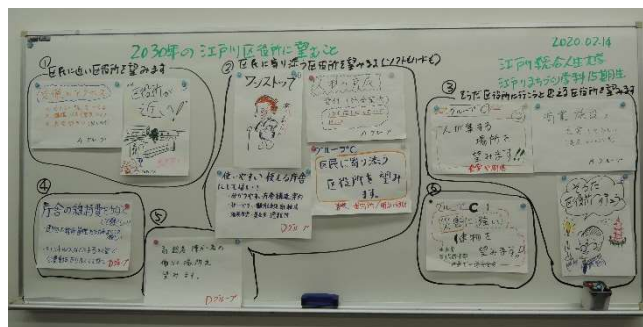
区民サービス ・バス路線の見直し
・分かりやすい窓口や駐車場の整備
・移動が少なく済む案内 等

その他 ・維持費の削減 ・各事務所との業務分担
・職場としての環境づくり 等



〈2030年の江戸川区役所に望むこと〉

- ①区民に近い区役所を望みます
- ②区民に寄り添う区役所を望みます
- ③「そうだ区役所に行こう」と思える区役所を望みます
- ④庁舎の維持費用を少なくしてほしい
- ⑤高齢者・障害者の働く場所を望みます
- ⑥災害に強い建物を望みます



資料編

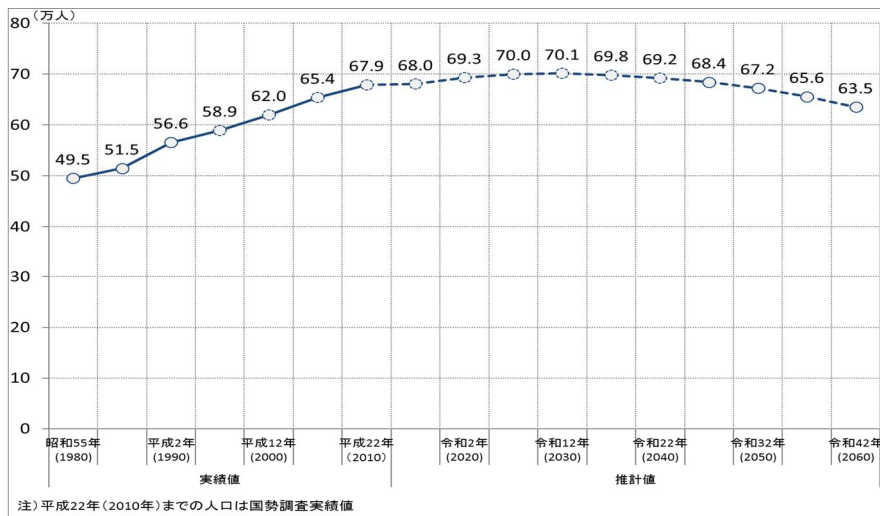
7. 資料編

(1) 人口推計

令和 42 年（2060 年）までの江戸川区将来人口の推移をみると、総人口は今後もしばらく増加が続きますが、令和 12 年（2030 年）の約 70.1 万人をピークに、人口減少の局面に入ります。

その後、徐々に総人口が減少する結果、令和 42 年の総人口は約 63.5 万人となり、平成 22 年（2010 年）比で約 4.4 万人（6.5%）の減少となる見込みです。

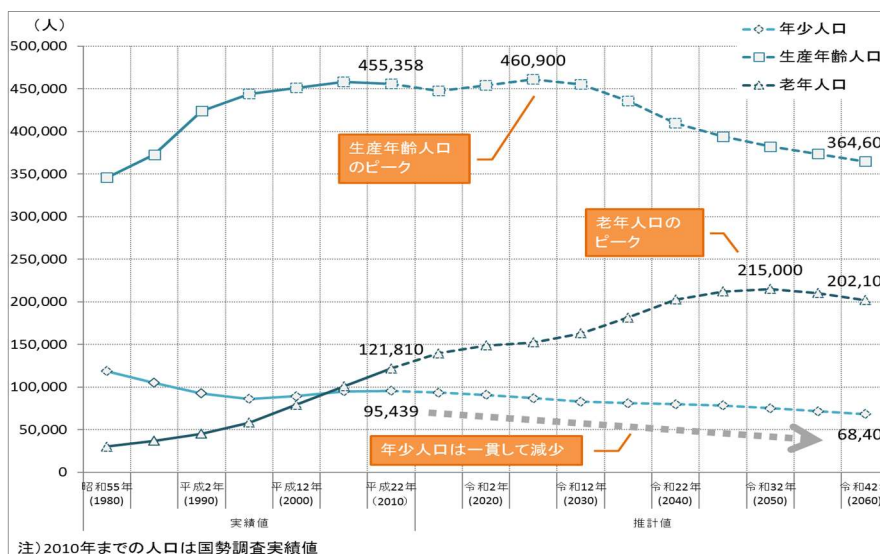
江戸川区将来人口の見通し



出所：江戸川区人口ビジョン平成 28 年 3 月（一部加工）

年齢 3 区分別に将来人口の推移をみると、生産年齢人口（15 歳～64 歳人口）は、令和 7 年（2025 年）をピークに、老年人口（65 歳以上人口）は令和 32 年（2050 年）をピークに減少に転じます。一方、年少人口（15 歳未満人口）は一貫して減少を続けます。

年齢 3 区分別将来人口の見通し

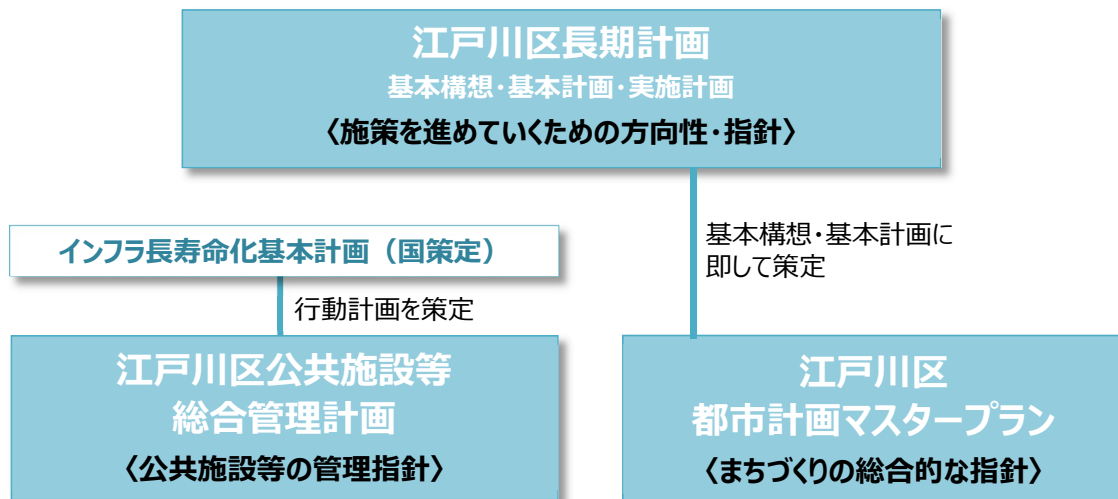


出所：江戸川区人口ビジョン平成 28 年 3 月（一部加工）

※区では「人口ビジョン」に代わる新たな人口推計を進めています。令和 2 年度末の基本計画策定時には、新しい人口推計を掲載します。

(2) 上位計画などにおける庁舎整備の方針

新庁舎整備の検討にあたり踏まえるべき要素として、区の関連計画があります。「江戸川区長期計画」「江戸川区公共施設等総合管理計画」「江戸川区都市計画マスタープラン」などの関連計画を踏まえ、新庁舎の整備を具体化していきます。



【江戸川区長期計画】

区の施策における重要指針となる「江戸川区長期計画（基本計画・後期）平成 24 年度～令和 3 年度重点施策」においては、「少子高齢化と老朽化を受けた公共施設マネジメント¹」の推進が掲げられ、新庁舎整備の検討は、当該重点施策によるものです。

【江戸川区公共施設等総合管理計画】

江戸川区内の公共施設等の総合的、計画的な管理を推進するための指針として策定された「江戸川区公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」では、区全体計画の方針として、「点検・診断等の実施方針」「維持管理・修繕・更新などの実施方針」「安全確保の実施方針」「耐震化の実施方針」「長寿命化の実施方針」などが掲げられています。

現庁舎の課題としては、「新規事業や事業拡大などによって窓口及び事務スペースが不足しており、プライバシーに十分配慮した窓口の拡充と、事務スペースの確保が必要である」とされ、管理に関する基本方針では、「庁舎移転に関する今後の動向を注視しながら維持管理にあたる」としています。

¹ 公共施設マネジメント…公共施設の実態を施設面、利用面、運営面、コスト面などから把握し、現状及び将来の自治体を取り巻く環境に照らした上で、他用途への転用や施設の集約化、統廃合など、公共施設のあり方を総合的に判断し、再構築を行うこと

【江戸川区都市計画マスタープラン】

区のまちづくりの総合的な指針となる「江戸川区都市計画マスタープラン（平成 31 年 3 月改定）」では、本庁舎が移転し、災害時には区全体の防災活動の中核としての役割を担う船堀駅周辺を「行政・防災の中心」と位置づけています。

全体構想

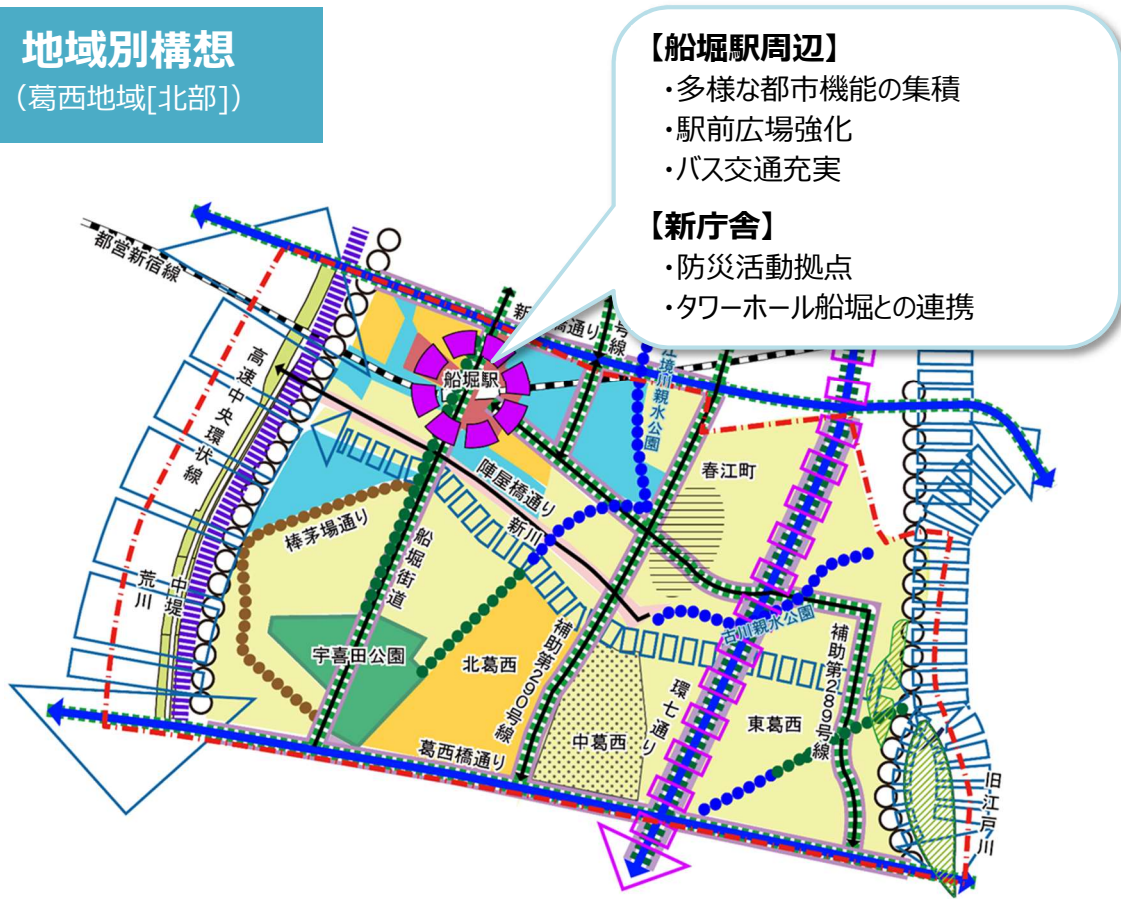
(将来都市構造図)



また、区内各地域のまちづくり方針を示す「地域別構想」では、新庁舎建設に併せ、船堀駅周辺のまちづくりとして、「商業、業務、居住など多様な都市機能の集積を図ること」や、「駅前広場の機能強化」「バス交通の充実による各地域とのアクセス性向上」などを掲げています。

なお、新庁舎については、区の防災活動拠点としての機能強化を図るとともに、隣接するタワーホール船堀との連携によって、区民交流の活性化に配慮することとしています。

地域別構想 (葛西地域[北部])



| 凡例 | | |
|---|--|---|
| <p><拠点></p> <p> 行政・防災の中心</p> | <p><道路></p> <p> 自動車専用道路</p> <p> 広域幹線道路</p> <p> 地域幹線道路</p> | <p><スーパー堤防></p> <p> 計画</p> |
| <p><土地利用></p> <p> 低・中層住宅地</p> <p> 良好な都市基盤が形成</p> <p> 商業共存</p> <p> 工業共存</p> <p> 中高層住宅地</p> <p> 商業・業務地区</p> <p> 沿道複合地区</p> <p> 公園・緑地</p> <p> 河川沿いの緑地の形成</p> | <p><水とみどり・景観></p> <p> 水とみどりの軸</p> <p> 水とみどりの生活軸</p> <p> 主な緑道</p> <p> 道のみどり(街路樹)</p> <p> 旧街道のまちなみ</p> <p> 伝統産業を活かした景観</p> | <p><新規鉄道></p> <p> メトロセブン構想</p> <p> 対象地域</p> |

(3) 庁内調査①「執務環境等に係る調査（令和元年5～6月）」

区は新庁舎整備に向けて、区民と接し日常業務を遂行する職員の立場から、現庁舎の課題や改善点を把握するため、下記のとおり、全庁を対象とした調査を実施しました。

本調査結果は、機能のあり方や今後検討予定である規模算定時の参考とします。

1) 職員数、庁用車、会議室等

①調査概要

| 特別職 | 部長級 | 課長級 | 係長級 | 主任係員 | 非常勤臨時他 | 合計 |
|-----|-----|-----|------|--------|--------|--------|
| 4人 | 17人 | 59人 | 399人 | 1,339人 | 335人 | 2,153人 |

※本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、分庁舎、江戸川保健所における職員数。

②通勤手段

| 単位：人 | 徒歩 | 自転車 | バス※ ¹ | 車 | 電車 | 合計※ ² |
|------------------------------|-----|-----|------------------|---|-------|------------------|
| 現庁舎への手段 | 123 | 702 | 1,332 | 9 | — | 2,166 |
| 新庁舎に移転した後の手段 (現状の交通体系で回答) | 95 | 499 | 549 | 4 | 1,081 | 2,228 |

※¹：鉄道利用（新小岩駅利用）を含む ※²：近隣施設に入る区関連組織も含む

アクセス改善により、電車利用が増加し、自転車やバスの利用が減少する見込み

③保有する車など

庁用車：132台 庁用バイク：42台 庁用自転車：153台

庁用車はいずれも本庁舎から徒歩圏内に駐車場があるものの、複数に分散

④会議室の利用状況

■会議室の長期使用

会議室はあるが、税の賦課事務や保育園入園調整事務、手当関係の発送事務など、集中して処理が必要な事務に加え、住民税の申告受付などの会場として使用されることもあり、会議室としての機能を十分に果たしていない

■会議室の不足

週に1回行う会議の約2割、月に1回行う会議の約4割が、庁内の会議室を利用できず、グリーンパレスや区議会の委員会室を使用

新庁舎では会議室のあり方について検討が必要

2) 文書などの保管状況に係る調査

執務室に保管する文書量



キャビネット 1 段を 1 個と想定

9,315 個

執務室以外で保管する文書量



↓ 会議室内への保管状況



文書保存箱

12,109 個

文書などは、執務室の内外で大量に保管され、スペースを圧迫している。その量も年々増加

3) その他、区民利用・執務上の課題についての意見

① 区民利用の観点から課題・改善が望まれる点

■ 狭いスペース、不足しているスペース

- ・受付、相談窓口スペース
- ・待合スペース
- ・多目的スペース
- ・応接、打合せスペース
- ・情報提供スペース など

■ 利便性・サービスの向上が必要な機能

- ・コピー機、ATM の設置
- ・窓口での機密情報やプライバシーの保護
- ・コンビニ、喫茶スペースの設置
- ・適切な数のエレベーター
- ・親子来庁者への対応（キッズスペースなど）

② 執務を行う上で課題・改善が望まれる点

■ 狭いスペース、不足しているスペース

- ・会議室、執務、作業スペース
- ・保管庫、倉庫
- ・休憩スペース
- ・食堂
- ・更衣室

■ 利便性・サービスの向上が必要な機能

- ・空調の個別対応
- ・窓口での機密情報やプライバシーの保護
- ・夜間、休日のセキュリティ強化
- ・ペーパーレス化（無線 LAN 環境整備）
- ・簡易スタジオ（記者会見など多目的に利用）

窓口や執務環境のあり方について、検討を深め基本計画に反映

4) 部署間の関係性

今後、新庁舎における部署配置の検討にあたっては、人が頻繁に往来する部署どうしを近接させるなど、利便性を高めていく必要があります。そこで、区では区民・事業者の来庁時、職員の日常業務における移動パターンを把握しました。

以下のような手続きごとに、往来が頻繁となる部署について一定の傾向、部署間の関係性が把握できたため、これを踏まえて配置を検討していきます。

①区民の手続きからの視点

■ 出生・転入・転出の場合

- ①出生・転入届（区民課）
- ②住民票の写しの交付（区民課）
- ③乳児養育手当の申請（区民課）
- ④子ども医療費助成・児童手当の申請（児童女性課）
- ⑤保育園の申請（保育課）
- ⑥就学手続き（学務課）
- ⑦健診・予防接種の手続き（健康サポートセンター）

【関係性の高い部署】

- ・区民課（生活振興部）
- ・児童女性課（子ども家庭部）
- ・保育課（子ども家庭部）
- ・学務課（教育委員会事務局）
- ・健康サポートセンター（健康部）

■ 要介護者がいる世帯の転入の場合

- ①転入届・住民票の写しの交付（区民課）
- ②介護保険の相談（介護保険課）

【関係性の高い部署】

- ・区民課（生活振興部）
- ・介護保険課（福祉部）

②職員や事業者の動線からの視点

■ 災害対応時に密接な連携が必要

【関係性の高い部署】

- ・区長室
- ・危機管理室
- ・広報課（経営企画部）
- ・計画調整課・保全課（土木部）

■ 建築確認申請に係る各種手続き

【関係性の高い部署】

- ・都市計画課・建築指導課・住宅課（都市開発部）
- ・施設管理課・街路橋梁課（土木部）

区民・職員・事業者の動線や部署間の関係性を考慮し、部署の配置を検討していく

(4) 庁内調査②「来庁者数調査（令和元年7～8月）」

新庁舎整備に向けて、来庁者数を把握するため、区は下記のとおり、本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、分庁舎、江戸川保健所、その他本庁舎機能を対象とした目的別の来庁者数調査を実施しました。本調査結果も、執務環境等に係る調査同様、機能のあり方や今後検討する規模算定の参考とします。

目的別の来庁者数結果

■調査期間：令和元年7月29日～8月2日

■調査対象：本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、分庁舎、保健所、その他本庁舎機能への来庁者

単位：人

| 来庁目的 | 7/29 (月) | 7/30 (火) | 7/31 (水) | 8/1 (木) | 8/2 (金) | 平均 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1.相談 | 669 | 553 | 467 | 595 | 638 | 584 |
| 2.証明書などの交付 | 617 | 451 | 408 | 400 | 427 | 461 |
| 3.手当・届出・申請・医療証 | 1,195 | 967 | 923 | 989 | 997 | 1,014 |
| 4.税・保険料・返還金の収納 | 127 | 82 | 116 | 111 | 108 | 109 |
| 5.許認可手続 | 56 | 55 | 39 | 37 | 40 | 45 |
| 6.打合せ・会議 | 127 | 169 | 161 | 140 | 146 | 149 |
| 7.契約手続き・営業関係 | 222 | 227 | 186 | 213 | 224 | 214 |
| 8.その他 | 352 | 233 | 218 | 413 | 483 | 340 |
| 合計 | 3,365 | 2,737 | 2,518 | 2,898 | 3,063 | 2,916 |

調査の結果、5日間の平均で、1日におよそ3,000人が来庁しています。区民利用が多い窓口サービス（上表の太枠）における詳細は、以下のとおりです。

- ・「2.証明書などの交付」では、住民票の写しの交付が約4割を占め、最も高い割合です。
- ・「3.手当・届出・申請・医療証」においては、国民健康保険、マイナンバー、転入・転出・転居関係が上位を占めます。
- ・「4.税・保険料・返還金の収納」は、国民健康保険料が約4割と最も高い割合です。

以上のことから、多種にわたる窓口サービスの中でも、ある一部のサービスの割合が高いことが分かりました。この結果を踏まえ、新庁舎での行政サービスのあり方についても、検討を深めていきます。

(5) 区民の皆さんから寄せられた「新庁舎建設」に対する意見

策定委員会の検討経過を区ホームページで公表し、区民の皆さんから新庁舎整備に対する意見を募集しました。

新庁舎のあり方としては、バリアフリーや自然環境に配慮しながら、全ての人にとって居心地の良い施設となることが望まれるとともに、将来的な変化を見据えた適切な施設規模や機能の確保、また、新庁舎と隣接することになるタワーホール船堀との連携などについて意見がありました。具体的な機能の面では、地震・水害などが発生した際の対応機能の強化や、手続きの動線とプライバシーに配慮された窓口を望む意見が寄せられました。

そのほか、新庁舎が位置する船堀への交通アクセス向上や、十分な規模の駐輪・駐車場の整備など、利便性が高まることを望む意見が寄せられました。

1) 意見募集概要

| | |
|-------|-----------------------|
| 受付開始日 | 令和元年7月11日(木) |
| 応募方法 | 区ホームページ内の専用応募フォームから送信 |
| 応募数 | 40件(令和2年3月20日現在) |

2) 主な意見

| ■ 庁舎全体に関する意見 | |
|--------------|--|
| 新庁舎のあり方 | <ul style="list-style-type: none">・全国の自治体の手本となる庁舎を建ててほしい・人口減少や高齢化も念頭に入れるべき。華美である必要はない・美しさより、機能的な庁舎であってほしい・技術進展により、庁舎の規模は抑えられるはず・十分な規模の庁舎を建ててほしい・人が集まる自然な場、気持ちの良いところになってほしい・タワーホール船堀と連携した庁舎になってほしい・福祉の江戸川区を象徴するものとなってほしい |
| バリアフリー、案内サイン | <ul style="list-style-type: none">・東京で最も進んだバリアフリーを備える庁舎であってほしい・当事者や専門家の声を十分に聴いて検討してほしい・男女別にユニバーサルトイレを作ってほしい・分かりやすい案内板を備えてほしい |
| 自然環境 | <ul style="list-style-type: none">・水と緑豊かで、季節を感じられるような空間を備えてほしい・屋上は、誰もが入れる憩いの場にしてほしい |

■ 具体的な機能についての意見

| | |
|---------|--|
| 災害対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震や水害に強い庁舎にしてほしい ・災害時であっても安心感を与え、心の拠り所にもなる、強く逞しい施設になってほしい ・24時間退避可能な、避難場所を作してほしい ・タワーホール船堀とともに避難所として活用してほしい ・災害時に救護拠点となり、最大級に機能する建物にしてほしい ・水害時にも庁舎が稼働できるよう、設備を上階に設置してほしい |
| 窓口、サービス | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉や子どもに関する窓口は、1階に配置してほしい ・確定申告が新庁舎でできるようになってほしい ・障害者が区役所を訪れる際、一か所で用件が済むようにしてほしい ・個人情報の保護に配慮した窓口を。執務室のセキュリティ強化をしてほしい ・手続き中に子どもを預けられる場所や、キッズスペースがほしい ・子どもが立ったまま、オムツを交換出来るスペースがほしい ・乳幼児健診も新庁舎で済ませられるようにしてほしい |

■ 交通アクセスに関する意見

- ・電車やバス一本でアクセスできるよう、交通網を整備してほしい
- ・船堀を通るバス路線を増やしてほしい
- ・十分な規模の駐輪・駐車場を整備してほしい
- ・駅から屋根付きの陸橋でつなぎ、スムーズに庁舎に入れるようにしてほしい

■ 多機能化や付帯機能に関して

- ・商業施設があり、気軽に立ち寄れる施設にしてほしい
- ・区特産品の展示・販売コーナーを設けてほしい
- ・区特産である金魚について、新庁舎に金魚池を作るなどしてみてもどうか
- ・建物や内装は、ナチュラルな素材や江戸川区らしい伝統工芸品を使ったほうがよい
- ・図書館を併設してほしい
- ・郷土資料室を新庁舎に移転させ、機能を拡充してほしい
- ・区長と区議会議員の活動報告パネルを設置するスペースを作してほしい
- ・区内の高校生の美術作品を展示してほしい
- ・コンサートホールになるような、吹き抜けがあるといい

※このほか、新庁舎建設に伴う財政負担を懸念する意見もありました

(6) 江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会

委員一覧 (◎委員長、○副委員長 敬称略)

| 区分 | 氏名 | 出席 | 役職 |
|--------|---------|------|---|
| 学識経験者 | ◎ 上山 肇 | 第1回～ | 法政大学大学院政策創造研究科教授 |
| | ○ 佐谷 和江 | 第1回～ | 株式会社計画技術研究所 代表取締役 (江戸川総合人生大学江戸川まちづくり学科長) |
| | 大村 謙二郎 | 第1回～ | 筑波大学名誉教授 (江戸川区都市計画審議会委員) |
| | 加藤 孝明 | 第1回～ | 東京大学生産技術研究所 教授 社会科学研究所 特任教授 |
| | 山崎 誠子 | 第1回～ | 日本大学短期大学部建築・生活デザイン学科 准教授 |
| 区議会 | 福本 光浩 | 第1回 | 区議会自由民主党幹事長 |
| | 大西 洋平 | 第2回～ | |
| | 竹内 進 | 第1回～ | 江戸川区議会公明党幹事長 |
| | 江副 亮一 | 第1回 | えどがわ区民の会幹事長 |
| | 小俣 則子 | 第1回～ | 日本共産党江戸川区議員団幹事長 |
| | 笹本 ひさし | 第1回 | 江戸川クラブ幹事長 |
| | 中津川 将照 | 第2回～ | 区議会江戸川クラブ幹事長 |
| 町会・自治会 | 高橋 正明 | 第1回～ | 一之江地区町会連合会会長 |
| | 実川 享 | 第1回～ | 鹿骨地区自治会連合会会長 |
| 産 業 | 平田 善信 | 第1回～ | 東京商工会議所江戸川支部顧問・名誉会長 |
| 公募区民 | 川合 里美 | 第1回～ | |
| | 五井 由希恵 | 第1回～ | |
| | 島田 直子 | 第1回～ | |
| | 安田 雅俊 | 第1回～ | |
| 区職員 | 山本 敏彦 | 第1回～ | 副区長 |
| | 新村 義彦 | 第1回～ | 副区長 |
| | 千葉 孝 | 第1回～ | 教育長 |

(第1回は20名、第2回～7回は19名)

開催日程と検討内容

| 回数 | 日程 | 検討内容など |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 平成31年3月27日 | 新庁舎建設に向けた検討の背景の共有 |
| 第2回 | 令和元年6月3日 | 浦安市新庁舎建設事例の視察 |
| 第3回 | 令和元年7月1日 | 新庁舎の理念・方針の検討 |
| 第4回 | 令和元年7月22日 | 新庁舎の理念・方針、必要な機能の検討 |
| 第5回 | 令和元年9月11日 | 新庁舎の理念・方針、必要な機能の検討 |
| 第6回 | 令和元年12月16日 | <ul style="list-style-type: none"> ・習志野市新庁舎建設事例の勉強会 ・「江戸川区新庁舎建設基本構想・中間のまとめ(案)」の確認 |
| 第7回 | 令和2年3月27日 | 「江戸川区新庁舎建設基本構想(素案)」の確認 ※新型コロナウイルス感染症の影響のため、委員と事務局により書面で開催 |



策定委員会での検討の様子



浦安市視察①(市との意見交換)



浦安市視察②(屋上設備)



浦安市視察③(地下免震構造)